

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領

(平成21年6月26日告示第618号)

(平成23年5月31日告示第577号一部改正)

(平成25年3月29日告示第329号一部改正)

(平成27年3月31日告示第356号一部改正)

(平成28年3月29日告示第411号一部改正)

(平成29年3月31日告示第325号一部改正)

(平成31年4月12日告示第402号一部改正)

(令和2年9月29日告示第746号一部改正)

(令和4年4月1日告示第285号一部改正)

(令和5年3月31日告示第331号一部改正)

(令和6年5月7日告示第546号一部改正)

(趣旨)

第1条 熊本県が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び公共土木施設の維持管理に係る業務の委託（以下「建設コンサルタント業務等委託」という。）に係る契約事務の取扱いについては、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(契約書の作成)

第2条 規則第74条の規定により契約書を作成する場合は、別に定める様式により作成するものとし、契約の相手方とともに契約書に記名押印のうえ、その一通を所持しなければならない。なお、規則第75条の規定による契約書の作成の省略は、行わないものとする。

(契約保証金の納付に代わる担保の提供)

第3条 規則第77条第2項に規定する契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、同項各号に掲げるもののうち次に掲げるものに限るものとする。

(1) 国債又は県債（以下「国債等」という。）

(2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

2 前項第2号に規定する金融機関等の保証又は同項第3号に規定する保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証に係る書面を提出させなければならない。

なお、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融機関等又は保証事業会社が定め発注者の認める措置を講ずることができる場合においては、当該保証に係る書面の提出があったものとみなす。

(担保の価値)

第4条 前条第1項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 国債等 額面金額

(2) 金融機関等及び保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金の免除)

第5条 規則第78条の規定により契約保証金の納付を免除できる場合は、同条各号に掲げるもののうち次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第3号については、設計金額が300万円未満の工事及び200万円未満の建設コンサルタント業務等委託である場合に限るものとする。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第1号に規定する履行保証保険契約を締結したことにより契約保証金を免除する場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。
- なお、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって保険会社等が定め発注者の認める措置を講ずることができる場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券の提出があったものとみなす。
- 3 第1項第2号に規定する工事履行保証契約を締結したことにより契約保証金を免除する場合は、当該保証契約に係る書面を提出させなければならない。
- なお、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって保険会社等が定め発注者の認める措置を講ずることができる場合においては、当該保証契約に係る書面の提出があったものとみなす。

（最低制限価格の設定及び算出方法）

- 第6条 価格競争方式による指名競争入札又は一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けるものとし、当該最低制限価格は、原則として、次に定める額とする。
- (1) 工事及び建設コンサルタント業務等委託（公共土木施設の維持管理に係る業務の委託に限る。）にあつては、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）、現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額（円未満切捨て）の合計額（以下「最低制限基準価格」という。）に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額（円未満切捨て）。ただし、最低制限基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の100分の92を超える場合は予定価格に100分の92を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、最低制限基準価格が予定価格の100分の75に満たない場合は予定価格に100分の75を乗じて得た額（円未満切捨て）。
 - (2) 建設コンサルタント業務等委託（公共土木施設の維持管理に係る業務の委託を除く。）にあつては、別表業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、同表算定基礎額1の欄から算定基礎額4の欄までに掲げる予定価格算定の基礎となった額を合計して得た最低制限基準価格の額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額（円未満切捨て）。ただし、測量業務の場合は、最低制限基準価格が予定価格の100分の82を超えるときにあつては予定価格に100分の82を乗じて得た額（円未満切捨て）、最低制限基準価格が予定価格の100分の60に満たないときにあつては予定価格に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の場合は、最低制限基準価格が予定価格の100分の81を超えるときにあつては予定価格に100分の81を乗じて得た額（円未満切捨て）、最低制限基準価格が予定価格の100分の60に満たないときにあつては予定価格に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、地質調査業務の場合は、最低制限基準価格が予定価格の100分の85を超えるときにあつては予定価格に100分の85を乗じて得た額（円未満切捨て）、最低制限基準価格が予定価格の3分の2に満たないときにあつては予定価格に3分の2を乗じて得た額（円未満切捨て）。
 - (3) 前2号の無作為（ランダム）係数は、電子計算組織により無作為に算出される1.00000から1.01000までの数値（小数点以下第5位まで）とする。

（最低制限価格の決定）

第7条 最低制限価格は、開札直前に、入札執行者が熊本県電子入札システム（以下「システム」という。）の最低制限価格ボタンを押下し、システムにより決定した無作為（ランダム）係数を用いて自動的に決定する。

2 無作為（ランダム）係数の設定回数は、入札案件ごとに1回とする。

（低入札価格調査基準価格の設定）

第8条 総合評価落札方式による指名競争入札又は一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、第6条の規定にかかわらず、熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年熊本県告示第331号）及び熊本県建設コンサルタント業務等委託低入札価格調査実施要領（令和2年熊本県告示第748号）に規定する低入札価格調査基準価格を設けるものとする。

（契約の申出期限）

第9条 契約予定の相手方が決定した場合においては、落札決定の日（随意契約の場合には、契約の合意の日）から5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に相手方に契約書を提出させなければならない。ただし、相手方が書面によりその延期を申し出た場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、この期限を延長することができる。

附 則

この要領は、平成21年7月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県工事契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用

し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月15日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第 6 条関係）

業務区分	算定基礎額 1	算定基礎額 2	算定基礎額 3	算定基礎額 4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額（円未満切捨て）	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（円未満切捨て）	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（円未満切捨て）
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）	一般管理費等の額に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額（円未満切捨て）
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（円未満切捨て）	諸経費の額に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額（円未満切捨て）
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）	一般管理費等の額に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額（円未満切捨て）